Actus Newsletter 特例事業承継税制について



事業承継税制は、中小企業の株式承継に対する相続税や贈与税の負担を軽減するために、平成 21 年税制改正により創設された制度ですが、使い勝手が悪く、現在まで何度か改正が行われてきております。そのよう状況下、平成 30 年の税制改正において、現行の事業承継税制を抜本的見直し、実質的に株式承継の税負担をゼロにした「特例事業承継税制」が誕生しました。経営者の高齢化が進む中、新しい特例事業承継税制を活用することで円滑な事業承継を行えることが期待されます。

■ 特例事業承継税制とは

事業承継税制とは、先代の経営者から後継者へ代表取締役の就任と自社株式の承継(贈与又は相続)を実施し一定の要件を満たすことで、対象の株式につき発生する相続税・贈与税の納税を猶予できる制度です。そして新しく創設された特例事業承継税制は、10年間の期間限定(平成30年1月1日~平成39年12月31日)の税制であり、従前より下記の主要項目について大きな改善が行われています。

項目	改正前の事業承継税制	特例事業承継税制
対象株式	税制の対象となる株式は全体の2/3であり、	税制の対象となる株式が 2/3 から 100%にな
	相続税計算時に納税猶予の対象となる株式	り、相続税計算時に納税猶予の対象となる株
	はその 80%となるため、全体の 53.3%が納	式が 80%から 100%になります。
	税猶予の対象となります。	
雇用確保	納税の猶予を継続する要件の一つである雇	左記要件が満たされなくても、認定支援機関等
要件	用確保要件(常時使用する従業員数が5年	が一定の書類を都道府県に提出すれば、納税
	平均で贈与又は相続等時の従業員数の	猶予の取消は無かったものとして取り扱われる
	80%を下回らないこと)が満たされない場	ことになり、実質的に要件が撤廃することになり
	合、納税の猶予が取り消されます。	ました。
相続時	直系尊属から20歳以上の直系卑属である	特例事業承継税制では第三者に対する贈与に
精算課税	推定相続人又は孫が相続時精算課税の対	ついても適用でき、親族以外の後継者に対して
	象となります。	も利便が図れるようになりました。
先代経営者	先代経営者及び後継者の人数は 1 人となり	先代経営者以外の株主からの承継も適用の対
後継者	ます。	象となり、また、後継者は最大3人となります。
減免制度	民事再生や会社更生があった時に株式評	一定の要件のもと株式譲渡等をした際に、株式
	価を見直して相続税を再計算し、承継時の	評価を見直して猶予税額との差額を免除するこ
	猶予税額との差額を免除することができま	とができ、将来のリスクを減らすことが可能とな
	す。	りました。

なお、特例事業承継税制を適用できる会社は中小企業に限られ、上場会社、休眠会社、風俗営業会社 及び資産管理会社は税制の対象から除かれます。

■ 特例事業承継の適用を受けるための手続イメージ(生前贈与を前提とした事業承継の一例)



Step1 平成35年3月31日までに承継計画を提出し都道府県から認定を受けます(認定書交付)。

Step2 平成39年12月31日までに先代経営者から後継者への一括贈与を行い、贈与税申告書を提出することで贈与税の納税が猶予されます。

Step3 先代経営者が死亡した場合、都道府県へ贈与税から相続税への切替確認手続を行います(死亡の日の翌日から8か月以内に手続)。また、納税が猶予されていた贈与税については先代経営者の死亡を契機に免除されます。

Step4 申告期限までに相続税の申告を行うことで、株式に係る相続税についてはその納税の全額が猶予され、後継者は実質的に贈与税・相続税を負担しなくて済むことになります。



Q1. 特例事業承継税制を適用するにあたり提出する承継計画はどのようなものなのでしょうか。

▲ 承継計画は、会社の内容(事業内容・資本金額・従業員数)、先代経営者や後継者の氏名、株式 を承継するまでの計画(承継時期・課題)、承継後5年間の経営計画、認定支援機関等の所見等を 記載した計画書となります。

Q2. 先代経営者や後継者はどのような人が対象となるのでしょうか。

△ 特例事業承継税制では、承継計画に記載のあった先代経営者及び後継者が対象となり、その他の 要件については従前の事業承継税制と同様の要件となります。

先代経営者	後継者	
・贈与等の日前において代表権を有していたこと	・代表権を有していること(贈与時点又は相続後5カ月以内)	
・同族で議決権の過半数を有し、同族内で筆頭であったこと	・同族で議決権の過半数を有し、同族内で筆頭になること	
・贈与時点で代表権を有していないこと(贈与税の納税猶予)	・役員を3年以上継続していること(贈与税の納税猶予)	
	・相続開始の直前に役員であること(相続税の納税猶予)	

Q3. 特例事業承継税制を適用できるか確認してみたいのですが。

△ 貴社が事業承継税制の適用要件に合致するか否かは、私どもの担当者が責任をもって確認致しますのでお気軽にご用命ください。なお、国税庁 Web サイトには「適用要件チェクリスト」が準備されており、要件や提出必要書類を確認をすることができますので参考にしてください。

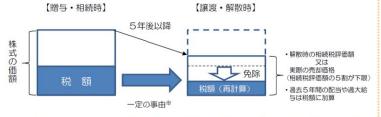
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h30pdf/checksheet1.pdf

Q4. 納税猶予中に事業の継続が出来なくなってしまった場合の減免制度について詳しく教えてください。

▲ 従来の事業承継税制では、贈与・相続時から5年以降に株式の譲渡等をした場合、原則として承継時(贈与・相続時)の株価を基に納税額を計算することになり、経営環境の変化による現況の株式評価と承継時の株式評価の乖離には対応していませんでした。特例事業承継税制では経営環境の変化を示す一定の要件が生じた場合には株価評価の見直しによる減免制度を設けることとしています。

(参考) 事業の継続が困難な事中が生じた場合の納税猶予額の免除について(特例措置)

特例経営 (贈与) 承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合*1に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額 (譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります*2。) <u>を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合</u>には、その<u>差額は免除</u>されます(再計算した税額は納付)。



※1 (1過去3年間のうち2年以上赤字の場合、②過去3年間のうち2年以上売上減の場合、③有利子負債≥売上の6か月分の場合、4類収業権の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、5心身の放障等により後継者による事業の継続が困難な場合(銀字)を分所のみ)。

※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

(出典:国税庁「事業承継税制のあらまし」)



ア ク タ ス 税 理 士 法 人 アクタスマネジメントサービス(株)

[URL]http://www.actus.co.jp [MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂事務所】東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6FTEL:03-3224-8888FAX:03-5575-3331【荒川事務所】東京都荒川区荒川3-21-2-105TEL:03-3802-8101FAX:03-3805-2070【立川事務所】東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5FTEL:042-548-8001FAX:042-548-8002【大阪事務所】大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7FTEL:06-6449-8682FAX:06-6449-8683【長野事務所】長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2FTEL:0265-59-8070FAX: 0265-59-8077